

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年6月27日

岩手県知事 達増拓也 殿

提出者

住 所 岩手県花巻市北湯口第18地割26番地17

氏 名 株式会社デンロコーコーポレーション

東北ガルバセンター

常務執行役員センター長 丸橋敏明

電話番号 0198-27-5501

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第2項10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社デンロコーコーポレーション東北ガルバセンター
事業場の所在地	岩手県花巻市北湯口第18地割26番地17
計画期間	2023年4月1日～2024年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	溶融めっき業 [2462]
②事業の規模	製造品出荷額等 1,345百万／年
③従業員数	59人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり



(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度（2022年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	廃アルカリ(含油)
	排 出 量	968 t	263 t	0 t
(これまでに実施した取組)				
①現状	①酸洗処理条件の見直しにより、不必要的鋼材の酸洗を抑えた。 ②液を部分的に抜き替え、不純物濃度を下げることで、全量抜き替えを防止し、発生量を抑制した。			
(今後実施する予定の取組)				
②計画	①酸洗処理条件をさらに見直しすることにより、不必要的鋼材の酸洗を抑え、廃酸の排出を抑える。 ②液を部分的に抜き替え、不純物濃度を下げることで、全量抜き替えを防止し、発生量を抑制する。 ③水分混じりの廃油から水分をできるだけ除去する等により削減する。			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 工程毎に発生したものをそれぞれに保管する。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 工程毎に発生したものをそれぞれに保管する。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

	【前年度（2022年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	廃アルカリ(含油)
①現状	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	0	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) ――				
	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	廃アルカリ(含油)
②計画	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組) ――				

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

	【前年度（2022年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	廃アルカリ(含油)
①現状	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) ――				
	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	廃アルカリ(含油)
②計画	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組) ――				

(第4面)

自ら行う特別産業廃棄物の埋立処分に関する事項

		【前年度（2022年度）実績】					
①現状	特別管理産業廃棄物の種類 自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	廃酸	廃アルカリ	廃アルカリ(含油)			
		0 t	0 t	0 t			
(これまでに実施した取組) ――							
②計画	【目標】						
	特別管理産業廃棄物の種類 自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	廃酸	廃アルカリ	廃アルカリ(含油)			
(今後実施する予定の取組) ――		0 t	0 t	0 t			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（2022年度）実績】			
①現状	特別管理産業廃棄物の種類 全処理委託量 優良認定処理業者への 処理委託量 再生利用業者への 処理委託量 認定熱回収業者への 処理委託量 認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	廃酸	廃アルカリ	廃アルカリ(含油)	
		968 t	263 t	0 t	
(これまでに実施した取組) 一部の廃酸の処分をリサイクル業者に委託し、再資源化を図る。					

(第5面)

②計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	廃アルカリ(含油)	
	全処理委託量	1500t	300t	10t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	1500t	300t	10t	
	再生利用業者への 処理委託量	200t	0t	0t	
	認定熱回収業者への 処理委託量	0t	0t	0t	
電子情報処理組織の使 用に関する事項	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0t	0t	0t	
	(今後実施する予定の取組)				
	一部の廃酸の処分をリサイクル業者に委託し、再資源化を図る。				
※事務処理欄	【前年度（2022年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		1231.35t		
	(今後実施する予定の取組等)				
電子マニフェストへの加入済。 今年度の特別管理産業廃棄物の排出については、 全量電子マニフェストで対応することとして 運用していく。					

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

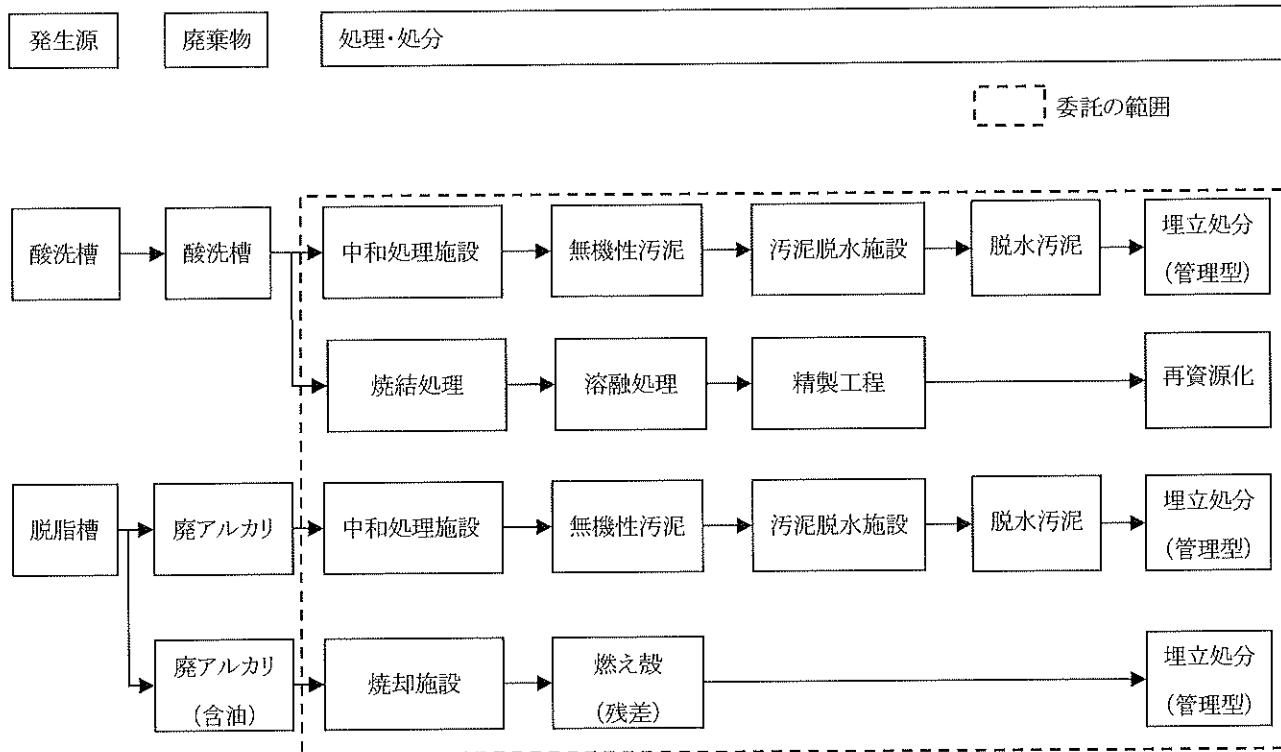


図1 特別管理産業廃棄物フロー図

統括責任者	所属：東北ガルバセンター 職・氏名：センター長 丸橋敏明				
廃棄物担当	組織名：東北ガルバセンター総務課 総務課長				
工場環境管理委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理に関する検討 ・廃棄物の発生抑制、再生利用の推進、計画 <ul style="list-style-type: none"> ・委員長 — センター長 ・委員 — 関連部署部課長 ・事務局 — センター長付 				
役割	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">廃棄物統括責任者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理方針の策定 ・工場の廃棄物管理規定の策定・改廃 ・廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認 </td> </tr> <tr> <td>廃棄物管理担当課長</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理計画の作成 ・廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ・処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ・委託契約の締結 ・産業廃棄物および特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 ・監督官庁への各種報告 ・社員、関連会社に対する教育・啓発 ・その他関係する事項 </td> </tr> </table>	廃棄物統括責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理方針の策定 ・工場の廃棄物管理規定の策定・改廃 ・廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認 	廃棄物管理担当課長	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理計画の作成 ・廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ・処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ・委託契約の締結 ・産業廃棄物および特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 ・監督官庁への各種報告 ・社員、関連会社に対する教育・啓発 ・その他関係する事項
廃棄物統括責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理方針の策定 ・工場の廃棄物管理規定の策定・改廃 ・廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認 				
廃棄物管理担当課長	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理計画の作成 ・廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ・処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ・委託契約の締結 ・産業廃棄物および特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 ・監督官庁への各種報告 ・社員、関連会社に対する教育・啓発 ・その他関係する事項 				

廃棄物管理組織

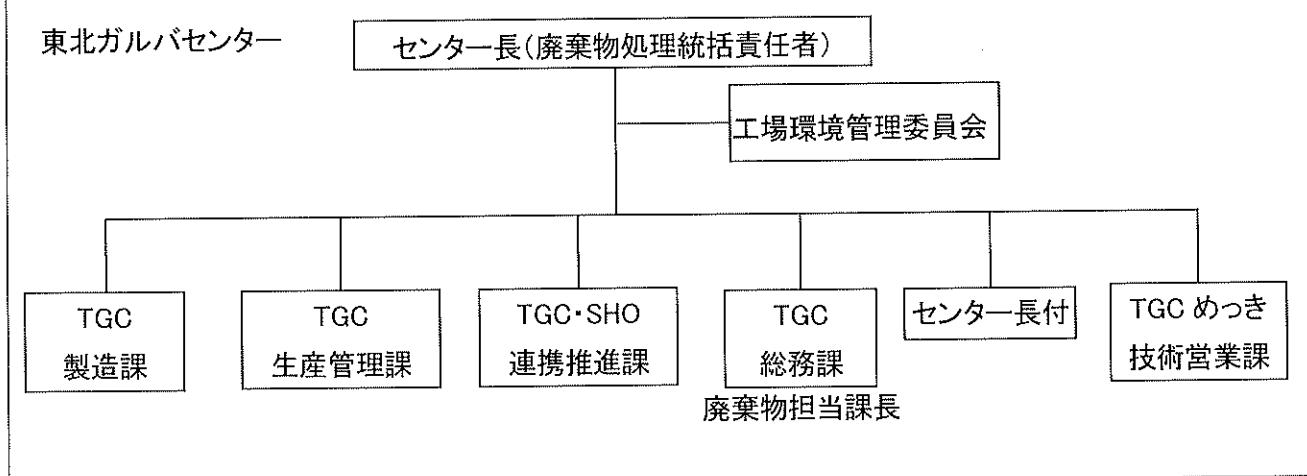


図2 特別管理産業廃棄物管理体制図